

議案第12号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が施行されることを踏まえ、出産育児一時金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。